



福島県報

目次

県政要聞

○監査公表六件

福島県監査委員

監査公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成21年8月7日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直保
福島県監査委員 高野実之
福島県監査委員 高野宏之

1 監査実施期間 平成21年5月27日～平成21年6月19日

2 監査対象機関 公所23箇所

3 監査の結果

監査は、平成20会計年度の財務に関する事務(湖南高等学校、田島高等学校、南会津高等学校及び只見高等学校は平成19会計年度及び平成20会計年度の事務)について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
東京事務所	平成21年6月10日	宗方保	高野宏之	実地監査	平成21年5月15日

北海道事務所 平成21年6月19日 嶋原吉之助 野崎直実 実地監査 平成21年5月15日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津児童相談所	平成21年5月28日	宗方保	野崎直実	実地監査	平成21年4月21日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・職員手当の支給に適切でないものがある。

「事実」

1 職員Aほか4名に係る平成20年9月分の休日給について、入力を行わず支給していない。

正当支給額 171,296円

既支給額 0円

不足支給額 171,296円

2 職員Bに係る超過勤務手当について、週休日の振替を同一週を越えて行ったにもかかわらず支給していない。

正当支給額 2,208円

既支給額 0円

不足支給額 2,208円

「是正・改善等の意見」

職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認の上、適正に行うこと。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
テクノアカデミー郡山(旧郡山高等技術専門学校)	平成21年6月10日	宗方保	高野宏之	実地監査	平成21年4月24日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日

水産事務所	平成21年 6 月11日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年 5 月14日
県中家畜保健衛生所	平成21年 6 月10日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年 4 月24日
林業研究センター	平成21年 5 月27日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成21年 4 月21日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・通勤手当が過支給（1人11,400円）となっている。（県中家畜保健衛生所）
- ・一般廃棄物処理業務委託について、数量の未記載等があり履行確認が不十分である。（林業研究センター）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
会津教育事務所	平成21年 6 月12日	嶋原吉之助	野崎 直実	平成21年 5 月15日
教育センター	平成21年 6 月16日	嶋原吉之助	野崎 直実	平成21年 4 月24日
養護教育センター	平成21年 5 月27日	宗方 保	野崎 直実	平成21年 4 月21日
福島高等学校	平成21年 6 月16日	嶋原吉之助	野崎 直実	平成21年 4 月24日
湖南高等学校	平成21年 5 月27日	宗方 保	野崎 直実	平成21年 4 月22日
白河高等学校	平成21年 5 月27日	嶋原吉之助	高野 宏之	平成21年 4 月22日
白河実業高等学校	平成21年 5 月27日	嶋原吉之助	高野 宏之	平成21年 4 月22日
田島高等学校	平成21年 5 月28日	嶋原吉之助	高野 宏之	平成21年 4 月23日
南会津高等学校	平成21年 5 月28日	嶋原吉之助	高野 宏之	平成21年 4 月23日
只見高等学校	平成21年 5 月28日	宗方 保	野崎 直実	平成21年 4 月24日
いわき流星高	平成21年 6 月11日	宗方 保	高野 宏之	平成21年 5 月14日

高等学校				
勿来工業高等学校	平成21年 6 月11日	宗方 保	高野 宏之	実地監査
				平成21年 5 月15日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・平成19年度の入学料について、収入印紙を貼付している。（田島高等学校）
 - ・授業料収入が遅延（3か月以上、40件450,000円）している。（田島高等学校）
 - ・行政財産使用料の歳入科目を誤っている。（南会津高等学校）
 - ・購入した劇物について、出納簿に記載していない。（南会津高等学校）
 - ・超過勤務手当が不足支給（2人10,380円）となっている。（只見高等学校）
 - ・前年度監査において口頭指導とした付加報酬及び付加賃金の過支給（2,142円）が処理されていない。（いわき流星高等学校）
 - ・扶養手当が過支給（1人78,000円）、期末手当が過支給（1人19,890円）となっている。（いわき流星高等学校）
 - ・超過勤務手当が不足支給（3人11,304円）、教員特殊業務手当が不足支給（1人1,700円）となっている。（勿来工業高等学校）
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
福島北警察署	平成21年 6 月12日	嶋原吉之助	野崎 直実	平成21年 4 月23日
郡山警察署	平成21年 6 月10日	宗方 保	高野 宏之	平成21年 5 月13日
白河警察署	平成21年 5 月27日	嶋原吉之助	高野 宏之	平成21年 4 月21日
会津若松警察署	平成21年 6 月11日	野崎 直実	実地監査	平成21年 5 月14日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・旅費が過支給（1人33,120円）となっている。（郡山警察署）
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

監査公表第 1 6 号

平成21年 5 月19日監査公表第12号により公表した監査結果について、地方自治法（昭

和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年 8月7日

福島県監査委員 鳴原 吉之助
 福島県監査委員 宗方 直保
 福島県監査委員 野崎 直実
 福島県監査委員 高野 宏之
 21 財 第 2314 号
 平成21年 5月29日

福島県監査委員 鳴原 吉之助
 福島県監査委員 宗方 直保 様
 福島県監査委員 野崎 直実
 福島県監査委員 高野 宏之

福島県知事 佐藤 雄平 閣

定期監査に係る措置状況について (通知)

平成21年 4月28日付け21福監第38号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
会津児童相談所
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
(内部率制) ・職員手当等の支給において内部率制の体制が機能していない。 「事実」 次のとおり、職員手当等、賃金及び報酬の支出に適切でないものがある。 1 職員Aに係る休日給の実績を誤って他の職員の実績として支給している。 2 職員Bほか2名に係る超過勤務手当について、支給割合を誤って、又は休憩時間を控除しないで支給して	1 関係諸帳簿を点検確認の上、追給及び返納の処理を行った。 2 超過勤務手当の過不足支給について、追給及び返納処理を行った。

いる。

3 臨時事務補助員Aに係る賃金について、1.5日の欠勤があるにも関わらず、減額しないで支給している。

4 交通機関等利用して通勤した嘱託員Aに係る付加報酬の算定を1か月の通勤用定期乗車券の価格を勤務日数で除して得た額を支給すべきであるが、6か月の通勤用定期乗車券の価格を条例定数内の職員と同じ勤務日数で除している。

3 賃金の過支給について、返納処理を行った。

4 付加報酬の不足について、追給処理を行った。

「是正・改善等の意見」

職員手当等の支給に当たっては、関係諸帳簿及び支給要件等を十分確認の上、適正に行うとともに、チェック体制の強化に努めること。
 また、過払及び不足払の適正な事務処理を行うこと。

今後は、関係諸帳簿及び支給要件等を十分確認の上、事務処理を行う。
 また、複数職員によるチェックを行うことにより、内部率制体制の強化を図り、適正な事務処理に努めていく。

監査公表第17号

平成21年 5月19日監査公表第12号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年 8月7日

福島県監査委員 鳴原 吉之助
 福島県監査委員 宗方 直保
 福島県監査委員 野崎 直実 様
 福島県監査委員 高野 宏之
 21 教 財 第 128 号
 平成21年 5月28日

福島県教育委員会委員長 閣

定期監査にかかると措置状況について（通知）
平成21年 4 月28日付け21福監第38号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりお知らせします。

福島商業高等学校

（別紙）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 文書の保管に適切を欠いているものがある。 「事実」 平成20年度入学に係る入学願書（369件）について、保存期間5年と定められているが、確認できない。 「是正・改善等の意見」 文書の保管に当たっては、関係規程に基づき適切に管理すること。</p>	<p>左記の指摘事項については、調査の結果、平成20年度入学選抜関係書類と一緒に処分してしまったことが判明しました。 今後の文書の保管については、県教育委員会文書等管理規則における文書等の管理体制の規程に基づき、保存期間や廃棄手続等を遵守して適切な管理を図るよう、指導を徹底してまいります。</p>

福島北高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 授業料収入等の事務執行において、牽制体制及び指導が不十分なため、事務処理に多くの誤りが認められた。 「事実」 1 平成19年 4 月に授業料免除が決定した生徒71名のうち、6名に係る授業料（60件576,000円）の減額調定が、平成20年度に事務処理されている。また、平成20年10月から12月までに免除が決定した生徒の授業料（6件58,800円）について、職員調査日現在まで減額調定されていない。 2 平成19年 4 月に授業料を免除した生徒A、転学した生徒Bほか1名及</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。 1 及び4の調定額誤りについては、平成21年 3 月16日に調定額の変更を行いました。 1、2及び3の事務処理の遅延についても、今後、このようなことがないよう、速やかに行うよう指導いたしました。 授業料収入等の事務執行に当たっては、本庁において関係書類を確認し、適正な事務処理が行われるよう指導いたしました。 今後は、事務処理の遅延については事が発生の際は、事務処理の進行状況を</p>

び6月に退学した生徒Cに係る還付すべき授業料の支払が、3か月以上遅延していた。
3 平成20年 5 月から7月までの授業料の調定について、月の初日に行われていない。また、月の途中で免除決定した生徒に係る授業料の調定について、当該月の初日付けの調定に反映されている。
4 平成20年 4 月15日付けで退学した生徒Dに係る当月分の授業料について、減額調定している。
「是正・改善等の意見」
授業料の収入等の事務執行に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、内部牽制及び指導体制を強化し、正確な事務の確保を図ること。

確認するとともに、事務処理の誤りにについては管理職員を含めた複数職員による確認や決裁時のチェック機能を十分に行うことにより、適正な事務処理が行われるよう指導いたします。

○指摘事項
職員手当の支給に適切でないものがある。
「事実」
1 高速自動車国道等利用職員Aに係る通勤手当について、認定誤り等により不足支給となっている。
正当支給額 649,232円
既支給額 343,960円
不足支給額 305,272円
2 職員Bに係る住居手当について、家賃相当額を誤って認定したため、過支給となっている。
正当支給額 314,400円
既支給額 320,400円
過支給額 6,000円
3 職員C及びDに係る超過勤務手当について、週休日の振替を同一週を越えて行なったにもかかわらず支給していないため、不足支給となっている。

左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。
1 及び3の不足支給については、平成21年 3 月例月給与において不足額の追給処理を完了しました。
2の過支給については、平成21年 3 月13日に過支給額の収入処理を完了しました。
今後の職員手当の支給に当たっては、給与支給事務マニュアルなどを活用するとともに、組織内でのチェック機能を十分働かせ、支給要件等を十分確認して適正な事務の確保を図るよう指導徹底してまいります。
さらに、給与担当者研修会などを計画的に開催してまいります。

<p>正当支給額 6,936円 既支給額 0円 不足支給額 6,936円</p> <p>「是正・改善等の意見」 職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認するとともに、チェック体制を確立し、適正に行うこと。</p>	
---	--

郡山商業高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 職員手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 1 新幹線等利用職員Aに係る通勤手当について、1か月の通勤日数の過半を利用していない場合は、翌月から在来線利用の支給額に改定しなければならぬにもかかわらず、事務処理等を怠っていたため過支給となっている。</p> <p>正当支給額 921,360円 既支給額 1,052,250円 過支給額 130,890円</p> <p>2 バスから自動車に通勤方法を変更した職員Bに係る通勤手当の返納について、計算誤りのため不足返納となっている。</p> <p>正当返納額 33,050円 既返納額 19,050円 不足返納額 14,000円</p> <p>3 借家から自宅に転居した職員Cに係る住居手当について、事実の発生日の翌月から減額変更しなければならぬにもかかわらず、届出を受理した翌月から変更したため過支給となっている。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>1の過支給については、平成21年3月例月給与において、過支給額の返金処理が完了しました。</p> <p>2及び3の過支給については、平成21年2月例月給与において、過支給額の返金処理が完了しました。</p> <p>今後の職員手当の支給に当たっては、組織内でのチェック機能を十分働かせるとともに、支給要件等を十分確認して適正な事務の確保を図るよう指導徹底してまいります。</p>

<p>正当支給額 3,500円 既支給額 27,000円 過支給額 23,500円</p> <p>「是正・改善等の意見」 職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認の上、適正に行うとともにチェック体制の強化に努めること。</p>	
--	--

小名浜高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 住居手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 平成20年4月1日に転入した職員Aについて、支給要件を欠くにもかかわらず、住居手当を支給している。</p> <p>平成20年4月～平成21年1月の間 正当支給額 0円 既支給額 270,000円 過支給額 270,000円</p> <p>「是正・改善等の意見」 職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認の上、適正に行うこと。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>平成21年3月30日に過支給額の収入処理を完了しました。</p> <p>今後の職員手当の支給に当たっては、組織内でのチェック機能を十分働かせるとともに、支給要件等を十分確認して適正な事務の確保を図るよう指導徹底してまいります。</p> <p>また、住居手当については、本人の申告によって支給を決定するものであることから、教職員に対する適正な届出義務について職員会議等を通じて徹底するよう指導してまいります。</p>

監査公表第 18 号

平成21年3月24日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年8月7日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
福島県監査委員 宗 方 保
福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之

21 財 第 2498 号
平成21年6月30日

福島県監査委員 鳴原 吉之助
福島県監査委員 宗方 保 様
福島県監査委員 野崎 直実
福島県監査委員 高野 宏之

行政監査に係る措置状況について (通知)

福島県知事 佐藤 雄平 印

平成21年3月10日付け20福監第240号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

- 行政監査の結果に係る措置状況について
- 1 監査対象
 - 2 県の見及及び措置の状況について

監査委員所見	措置状況
<p>第3 まとめ (広報課)</p> <p>1 刊行物作成の手引について 今後は、県民等に必要ない行政情報を正確に、県民に分かりやすい形で提供するためにも、現在ある刊行物作成に関係する要綱や通知等を参考にしながら、刊行物作成に必要な手引の作成について検討する必要がある。</p> <p>(文書法務課)</p> <p>2 県政情報センターや県立図書館への送付について 行政資料の県政情報センターへの送付については、行政資料の収集及び管理に関する要綱に規定されているものの、その趣旨が各所属に十分徹底されていないことから、県政情報センターを所管する所属においては、県立図書館同様に毎年通知するなどして、刊行物の収集に努める必</p>	<p>広報・広聴業務に関する実践的な知識を身につけるために当課で作成している「広報広聴業務職員の手引き」に、監査の意見を踏まえてパソコンソフト等の刊行物作成の留意点を記載の上、各部署企画主幹等から構成される広報広聴企画会議等で周知を図ることとする。</p> <p>県政情報センターへの行政資料の送付について、平成21年4月9日付けで各所属あてに改めて周知及び依頼を行った。今後も毎年、周知を図っていくこととしている。</p>

要がある。

第2 監査の結果と意見 (別表「監査結果」)
(税務課)

No.4 平成19年度わたしたちのくらしと税金 (中学生用)

税に対する関心を高め、正しく税を理解してもらうために、中学生に配布されているが、税に関する用語のほか、「循環型社会」や「社会保障制度」のような税関係以外の用語にも説明を加える必要がある。

(県中地方振興局)

No.5 福島県中地域定住・二地域居住パソコンソフト

福島県中地域を定住・二地域居住先として周知するために、主に県外の方々に配布されているが、定住・二地域居住については、多様な広報手段を用いて周知すべき内容であることから、県のホームページも活用して周知する必要がある。

(エネルギー課)

No.6 新エネルギー身近な事例集
No.7 地球と握手！うつくしまの新エネルギー (新エネルギー読本)

新エネルギー導入の意義や県内における事例を紹介するため、県民に配布されているが、内容の一部に重複する部分が見られるので、統合を含めて調整する必要がある。

今後作成する場合には、御意見を踏まえて作成することとした。(なお、平成21年度は作成の予定はない。)

平成20年9月9日より県中地方振興局の「ふくしま“ど真ん中”ふるさとUIターン」のホームページを開設した。

「新エネルギー身近な事例集」と「地球と握手！うつくしまの新エネルギー(新エネルギー読本)」の主な配布対象は、前者は一般県民、後者は事業者であるが、今後同様の刊行物を作成する必要がある場合には、現行の「身近な事例集」の内容のほとんどが「新エネルギー読本」に包含されることを踏まえ、内容の差別化又は汎用的な啓発冊子である「新エネルギー読本」への統合を図る

次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。

(統計分析課)

No.8 第122回福島県統計年鑑

毎年、県機関、市町村等に配布されている総合統計書であるが、県から無償で著作物使用の許諾を受けた団体が広く一般に有償で配布している。本冊子は、県が多く時間を労力を費やして作成しているものであることを踏まえ、無償による使用許諾の是非について検討する必要がある。

No.9 一目でわかる福島県の指標2008

毎年、国、県機関、市町村等に配布されている統計書であるが、編集者として部・領域名、住所、電話番号の記載はあるものの、問い合わせ先を特定するため、担当所属名(課名)を記載する必要がある。

国、県機関、市町村等に対しては、必ずしも印刷媒体でなくとも提供できることから、電子メールによる配信について検討する必要がある。

次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。

県が配布するほか、県から無償で著作物使用の許諾を受けた団体が広く一般に有償で配布している。本冊子は、県が多く時間を労力を費やして作成しているものであることを踏まえ、無

こととする。

而刊行物とも県のホームページ内の「地球と握手! うつくしまの新エネルギー」のページからダウンロードが可能なため、当該ページに県民等からの意見要望をインターネットを介して収集できる機能を付すこととする。

無償による使用許諾の是非について、関係機関等調査の上検討する。

2009年版の発行時に、担当所属名として「企画調整部 統計分析課」と記載した。

電子メールによる配信は、容量が大きくなり配信は困難である。また、統計の利活用の促進の観点から、従来からのホームページへの掲載及び印刷媒体での提供を継続する。

2009年版の配布時にアンケート用紙を添え、意見要望の収集を始めている。

無償による使用許諾の是非について、関係機関等調査の上検討する。

償による使用許諾の是非について検討する必要がある。

No.10 平成19年版福島県勢要覧

毎年、国、県機関、県内の図書館等に配布されている総合統計書の普及版であるが、県から無償で著作物使用の許諾を受けた団体が広く一般に有償で配布している。本冊子は、県が多く時間を労力を費やして作成しているものであることを踏まえ、無償による使用許諾の是非について検討する必要がある。

(生涯学習課)

No.11 県民カレッジ学習情報交流誌

「夢まなびと」

県内の生涯学習情報を取りまとめたもので、年3回、公民館、図書館、大手スーパー等を通じて県民に配布されているが、大手スーパーから取扱部数に見直しについて要望が寄せられていることを踏まえ、配布先や配布部数について検討する必要がある。

(生活環境総務課)

No.12 福島県環境白書(本編・資料編)

本県における環境の状況や環境の保全に関して講じた施策を明らかにしているもので、毎年、国、県機関、市町村等に配布されているほか県のホームページにも掲載されているが、行政機関等に対しては、必ずしも印刷媒体でなくとも提供できることから、ホームページへ掲載した旨の通知について検討する必要がある。

無償による使用許諾の是非について、関係機関等調査の上検討する。

県民カレッジ事業縮小に伴う全体予算の見直しの結果、事業費の効率的な再配分を考慮し、学習情報交流誌の発行回数及び配布部数を60,000部(年3回)から36,000部(年2回)へと見直しを行った。また、配布先については、大手スーパー等への配布部数を削減し、イベント(全国生涯学習フェスティバル等)での配布を行う等見直しを行った。

平成20年度においては、県機関に対する配布先を見直すことにより(316→289、△27)、印刷数を減らす(800→750、△50)など、経費節減に努めたところである。

また、県のホームページに掲載して情報を提供しているところであるが、行政機関等から印刷媒体に対する需要が根強いことから、今後、関係機関と調整し、更なる配布先の見直し等を進めていく

<p>(生活交通課) No19 みんなですすめよう！高齢者の交通安全</p>	<p>い。</p>	
<p>高齢者の交通安全を推進するため、毎年、県民を対象に配布されており、警察本部交通安全企画課作成の「高齢者の交通安全」(No95)と用途は異なるが、同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。</p>	<p>平成20年度のリーフレット作成に当たっては、警察本部交通安全企画課と協議するとともに、より多くの高齢者に行き渡るよう配布先を見直した。</p>	
<p>問い合わせ情報として、担当所属名(課名)、ホームページアドレスの記載はあるものの、電話番号等を記載する必要はある。</p> <p>次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>問い合わせ情報として、電話番号及びFAX番号を併せて記載した。</p> <p>意見要望の収集方法等について検討し、意見要望の収集に努めることとする。</p>	
<p>(原子力安全対策課) No21 原子力防災訓練実施のお知らせ</p> <p>原子力防災訓練の実施前に、毎年、新聞折り込みにより双葉郡内8町村の世帯に配布されているが、新聞購読をしていない世帯を含む全世帯に配布されるよう、配布方法を検討する必要がある。</p> <p>次回以降の作成に活かすためにも、意見の収集を行う必要がある。</p>	<p>原子力防災訓練の実施について、関係町村の広報誌に掲載してもらうよう依頼し、広く周知を図ることとした。また、訓練直前の新聞折り込みにより、再度訓練の実施について認識してもらうこととする。</p> <p>これまでも問い合わせ先として担当課の電話番号を記載していたが、次回から住所、FAX番号及びE-mailアドレスも記載し、意見の収集を図ることとする。</p>	
<p>No22 シツカリ家族の原子力防災知識カレンダー</p> <p>原子力防災知識の普及啓発を図るため、毎年、双葉郡内8町村の世帯に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>これまでのカレンダーにも担当課の住所、電話番号及びFAX番号を記載していたが、平成21年版カレンダーから、E-mailアドレスも記載し、意見の収集を図っている。</p>	
<p>(環境共生課) No23 ごみの未来(児童用) No24 ごみの未来(指導者用)</p> <p>廃棄物の処理に関する正しい知識とごみの減量化、リサイクルの必要性を学ぶための環境学習用資料として、小学校4年の児童や教員に配布されているが、今後の環境教育の充実や次回以降の作成に活かすためにも、児童や教員等からの意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>平成20年度で終了</p>	
<p>(環境評価景観室) No26 景観情報誌「景」</p> <p>景観に関する理解を深め、景観形成への意識を醸成するため、毎年、県内外の方々に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、読者からの意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>平成20年度で終了</p>	
<p>(自然保護課) No27 平成19年度鳥獣保護区等位置図</p> <p>鳥獣保護区等の位置を周知するため、毎年、狩猟者登録証の交付時等に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、狩猟者等からの意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>平成21年度版の作成に当たっては、各地方振興局において狩猟者等の意見要望を収集し、これを反映させて作成することとする。</p>	
<p>(不法投棄対策室) No28 廃棄物の不法投棄ゼロを目指す！</p> <p>廃棄物の不法投棄の未然防止や早期発見のため、不法投棄監視員等に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>不法投棄監視員を対象に、当該パンフレットに関するアンケートを実施し、意見要望の収集を図ることとした。</p> <p>なお、一般県民にパンフレットを配布する際には、当該パンフレットに対するアンケート用紙を一緒に配布し、意見要望の収集を行っている。</p>	

<p>(児童家庭課)</p> <p>No.30 うつくしまシングルマザー応援ブック (平成19年改訂版)</p> <p>母子家庭に対する支援施策等の情報を提供するため、毎年配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>また、県ホームページにパンフレットとアンケート用紙を掲載し、意見要望の収集を行っている。</p>	<p>努める必要がある。</p> <p>小・中学生にとっては専門的で、全体的に難しい内容となっていることから、分かりやすくなるよう工夫する必要がある。</p> <p>次回以降の作成に活かすためにも、小・中学生や教員から意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>今後作成する際は、小・中学校等から意見要望を収集する等、平易な表現に努めることとする。</p> <p>次回以降の作成に当たり、意見要望を収集することとした。</p>
<p>No.31 思春期の性・健康サポートブック</p> <p>性に関する疑問や問題を抱える高校生に対し、養護教諭が個別指導する際の資料として配布されているが、発行者として県・部名の記載はあるものの、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。</p>	<p>今後作成する刊行物について、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載することとする。</p>	<p>(産業人材育成課)</p> <p>No.40 2008年度生福島県立高等技術専門校入学案内</p> <p>県内に3校ある高等技術専門校の概要を紹介するもので、会津高等技術専門校作成の「テクノカレッジ会津事業概要」(No.44)と内容や配布対象者に類似する部分が見られるので、調整の上作成する必要がある。</p>	<p>配布対象者が重複しないように、平成20年度作成の「入学案内」からは、配布対象を主に高等学校(高校生)とし、各科の特長となる教科内容の紹介、入学試験日程、学生寮や学生生活におけるQ&A等の情報で構成した。</p> <p>また、高校生が持ち運びやすいサイズとして、これまでのA4版からポケットに入るサイズへと変更した。</p>
<p>(障がい福祉課)</p> <p>No.33 ふくしまサポートブック</p> <p>発達障がい児・者を支援するため作成された冊子で、発行者として県名、住所、電話番号の記載はあるものの、問い合わせ先を特定するため、担当所属名(課名)を記載する必要がある。</p>	<p>今後作成する刊行物について、問い合わせ情報として担当所属名(課名)を記載することとする。</p>	<p>(観光交流課)</p> <p>No.41 福島県観光マップ</p> <p>福島県の観光PRのために作成されている観光用マップであるが、関係団体と共同で企画・制作されているにもかかわらず、企画・制作の欄に県名の記載がないので、記載する必要がある。</p>	<p>平成20年度作成の観光マップには、県名を記載した。</p>
<p>(薬務課)</p> <p>No.35 薬物乱用防止啓発用リーフレット</p> <p>毎年、小・中学生を対象に開催されている薬物乱用防止教室等で配布されているが、警察本部少年課作成の「薬物乱用防止チラシ」(No.92)と同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に</p>	<p>今後作成する啓発用資料について、警察本部と内容調整を行い、効果的な啓発を実施するようにした。</p>	<p>(会津高等技術専門学校)</p> <p>No.44 テクノカレッジ会津事業概要</p> <p>高校生の進路指導用、あるいは企業への説明用の資料として、主に地元の高校や企業に配布されているが、産業人材育成課作成の「2008年度生福島県立高等技術専門校入学案内」(No.40)と掲載されている内容や配布対象者に類似する部分が見られるので、調整の</p>	<p>配布対象者が重複しないように、平成21年度からは、配布対象を学生や受講生の就職や委託訓練等の短期課程訓練に係る企業や団体等とし、校の事業内容の説明用とすることとした。</p> <p>また、内容についても、離職者や障がい者等の民間教育訓練機関を活用した委</p>

上作成する必要がある。

一般に聞き慣れない、「ニーエズ学科」
「ニーエズ実技」が用いられており、説
明を加える必要がある。

次回以降の作成に活かすためにも、
意見要望の収集を行う必要がある。

(農産物安全課)

No.46 ふくしまの有機農産物生産者マ
ッ

有機農産物の流通、消費拡大のため、
主に流通業者や消費者に配布されてい
るが、周知効果を高めるため、県のホー
ムページへの掲載を検討する必要がある。
。

次回以降の作成に活かすためにも、
意見要望の収集を行う必要がある。

(園芸課)

No.49 オリジナル品種ポスター

新品種作物（アスパラガス、いちご、
りんどう、ぶどう）の生産振興や知名
度の向上等を目指し、市町村や農業協
同組合等に配布されているが、問い合わせ
情報が記載されていないので、担
当所属名（課名）や電話番号等を記載
する必要がある。

作成されているポスターの一部に、
新品種作物の出荷時期経過後に配布さ
れているものがあつたので、作付時期
や出荷時期等を考慮して、最も効果が
発揮される時期に配布する必要がある。

(森林計画課)

No.52 森林環境税PRチラシ

託訓練や在職者訓練といった公共職業能
力開発の事業計画を掲載することとした。
。

一般に聞き慣れない語句については、
表示に支障ない範囲で使用しないことと
し、使用する場合は、説明を加えるよう
にした。

意見要望の収集については、就職担当
者が、企業等を訪問する際に、改善の
要望を収集することとしている。

有機農産物等のインターネット掲示に
おいて、取引を装って料金を支払わない
取込詐欺が発生していることから、県の
ホームページへの掲載については、内容
を検討した上で対応することとした。
。

今後作成する予定はないが、必要が生
じた場合は、意見や要望の収集を行うこ
ととした。

今後、増刷する際には問い合わせ先等
を記載するとともに、時期を逸さないよ
う適切な時期に配布することとした。

主に森林環境学習の機会に、小学生
に森林環境税による県の取組等を紹介
する際配布されているが、難しい漢字
には仮名を振ったり、分かりやすい表
現を用いたりする工夫が必要である。

No.53 森林を守り育て未来につなぎま
す
森林環境税による県の取組等を紹介
するために作成されているが、特定の
個人を識別できる人物写真の掲載に当
たつては、本人等から承諾を得る必要
がある。

No.54 平成19年度福島県の森林・林業
本県の森林・林業に関する業務用資
料として、毎年、国、県機関、林業関
係団体に配布されているが、発行者と
して部名、住所、電話番号の記載はあ
るものの、問い合わせ先を特定するた
め、担当所属名（課名）を記載する必
要がある。

特定の個人を識別できる人物写真の掲
載に当たつては、本人等から承諾を
得る必要がある。
イベント開催時に一般の来場者の方々
にも配布されているが、掲載されてい
る内容が事業中心で、専門技術的なも
のが多く、一般の方々には難しい内容
となっていることから、誰もが理解で
きるような、分かりやすいものを作成
し、配布する必要がある。

(道路計画課)
No.58 福島県の道路2008
県内の道路現況、県管理道路の整備
方針等についてまとめた業務用資料で
あるが、特定の個人を識別できる人物
写真の掲載に当たつては、本人等から

事業内容の紹介にかかるとともに、小学生にも理解で
きる平易な表現にした。

本人等の承諾を得ている写真又は人物
の特定が困難な写真にした。

各表・グラフの注釈に担当課名を記載
するようにした。

特定の個人が識別できる人物写真の掲
載に当たつては本人（県職員）から文書
で承諾を得るようにした。
配布時期、配布対象者を含め、検討中
である。

人物が写っている写真を掲載するに当
たつては、原則として個人を特定できな
い写真を使用するものとし、個人を特定
できる写真を使用する場合には本人等か

<p>承諾を得る必要がある。</p>	<p>ら承諾を得ることとする。</p>	<p>報として担当所属名（課名）や電話番号等を記載する必要がある。</p>	<p>下水道計画図を配布する際は、下水道の仕組みや役割等の分かりやすい補助資料を一緒に渡すこととし、次回作成する時は、現在下水道計画図を配布している市町村等に対して、意見や改善点などのアンケートを行い作成に反映させる。</p>
<p>No.59 福島県の道路網図2008 県内の道路現況等についてまとめた業務用資料として、毎年、国、県機関、市町村等に配布されているが、発行者として部・領域名や住所の記載はあるものの、問い合わせ情報として担当所属名（課名）や電話番号等を記載する必要がない。 年度の早い時期に使用できるよう作成されていたにもかかわらず、5月末に配布されているので、使用目的に沿って作成後速やかに配布する必要がある。</p>	<p>問い合わせ情報として、住所、担当所属名（課名）、電話番号を記載することとした。 配布の時期として、4月の第1週目～2週目に配布することとした。</p>	<p>（県中建設事務所） No.64 平成19年度管内概要 当該年度の管内の事業計画等をまとめた業務用資料で、年度の早い時期に必要とするものにもかかわらず、第2四半期の中ごろに納品、配布されており、使用目的から判断して、作成の時期や方法等について検討する必要がある。</p>	<p>納品、配布を早期に行うため、データ収集、修正等の作業を前年度末より行うこととした。</p>
<p>（空港施設室） No.60 福島空港リーフレット 空港見学者等に、空港施設の概要を説明する際配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>リーフレットに、意見、要望の収集を行うための記載を行った。</p>	<p>（あぶくま高原自動車道建設事務所） No.69 あぶくま高原道路リーフレット 地権者や工事見学者等に、あぶくま高原道路の現況や建設工事の概要について説明する際配布されているが、特定の個人を識別できる人物写真の掲載に当たっては、本人等から承諾を得る必要がある。</p>	<p>人物が写っている写真を掲載するに当たっては、原則として個人を特定できない写真を使用するものとし、個人を特定できる写真を使用する場合には本人等から承諾を得ることとする。</p>
<p>（まちづくり推進課） No.61 まちづくりシンポジウムチラシ 参加申込書を兼ねた当該チラシは、まちづくりシンポジウム開催日の2週間前に納品されて、その後同日付で関係者に配布されたが、イベントの周知や参加者の募集・集約、開催準備のための期間等を考慮して、計画的な作成、配布に努める必要がある。</p>	<p>平成19年度に終了している事業であり、現在、個別の対応はできないが、同様の事業については十分考慮し対応していきたい。</p>	<p>次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>今後の作成に当たり、より一層多くの住民からの意見要望の収集に努め、作成の参考にすることとする。</p>
<p>（下水道課） No.63 福島県下水道計画図 下水道整備事業等に関する資料で、県機関、市町村のほか、浄化センター見学者やイベント開催時に来場者の方々に配布されているが、発行者として部名の記載はあるものの、問い合わせ情</p>	<p>次回発行する際は、問い合わせ情報（部署名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）を記載し対応する。</p>	<p>（県中建設事務所） No.64 平成19年度管内概要 当該年度の管内の事業計画等をまとめた業務用資料で、年度の早い時期に必要とするものにもかかわらず、第2四半期の中ごろに納品、配布されており、使用目的から判断して、作成の時期や方法等について検討する必要がある。</p>	<p>下水道計画図を配布する際は、下水道の仕組みや役割等の分かりやすい補助資料を一緒に渡すこととし、次回作成する時は、現在下水道計画図を配布している市町村等に対して、意見や改善点などのアンケートを行い作成に反映させる。</p>

監査公表第19号

平成21年3月24日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成21年8月7日

福島県監査委員 鳴原吉之助

福島県監査委員 宗 方 直 実 保
 福島県監査委員 野 崎 直 宏 之
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 20 財 第 917 号
 平成21年 5 月28日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 直 実 保
 福島県監査委員 野 崎 直 宏 之
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 ㊦
 行政監査に係る措置状況について (通知)

平成21年 3 月10日付け20福監第240号で報告のありました行政監査の結果については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により通知します。

別紙
 平成20年度行政監査の結果に係る措置状況

監査委員所見	措 置 状 況
<p>第2 監査の結果と意見 刊行物名 教育ふくしま 所属名 教育総務課 開かれた教育行政の推進の一環として、年6回、教育行政施策や学校教育の現状等を県民に紹介する広報紙であるが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p> <p>刊行物名 うつくしまふくしま教育 ニュース 所属名 教育総務課 本県の教育行政に対する理解を図るため、年1回、教育行政施策や学校教育の現状等を児童・生徒の保護者等に紹介する広報紙であるが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p> <p>刊行物名 17字のふれあいチラシ</p>	<p>今後、同様の刊行物を作成する際には、意見要望の収集に努めることとした。なお、本広報紙は平成19年度をもって発行を中止している。</p> <p>平成20年度の発行 (平成20年10月) においては、奥書に住所及び電話番号、FAX番号を明記するとともに、メールアドレスを記載し意見要望の収集に努めた。</p>

17字のふれあいポスター
 17字のふれあい応募用紙
 所属名 社会教育課

「17字のふれあい事業」は、子供と大人が共通の体験活動を通じて得た感動を5・7・5の17字で表現した作品として募集し、それらを広く紹介する事業であるが、募集用のチラシ、ポスター、応募用紙の中に、主催者や受付窓口となる機関名の記載はあるものの、問い合わせ情報として電話番号等を記載する必要がある。

作品の募集期間が始まる二日前に教育事務所へ発送されたが、作品募集に関する周知や受付窓口となる市町村教育委員会の対応等に支障を来さぬよう、計画的な作成、配布に努める必要がある。

次回以降の作成に活かすためにも、教員や児童の保護者等から意見要望の収集を行う必要がある。

刊行物名 17字のふれあい応募用紙
 所属名 社会教育課
 応募用紙については、漢字の多くに仮名が振られているが、応募する子供たちの年齢層を考慮すると、漢字すべてに仮名を振る必要がある。

刊行物名 17字のふれあい作品集
 所属名 社会教育課
 主催者の記載はあるものの、問い合わせ情報として担当所属名 (課名) や電話番号等を掲載する必要がある。
 次回以降の作成に活かすためにも、教員等から意見要望の収集を行う必要がある。

今後は、チラシ、ポスター、応募用紙に電話番号等の問い合わせ情報をわかりやすく記載することとした。

今後は、募集開始前3週間程度までに、教育事務所に配布することとし、市町村教育委員会が作品募集に関する周知及び受付窓口業務をスムーズに行うことができるようにする。

応募用紙に簡単なアンケート項目を掲載し、教員や児童生徒の保護者から意見要望の収集を行い、次回以降の作成に反映させることとする。

応募用紙については、すべての漢字に振り仮名を付けることとする。

担当所属名や電話番号を明記する。

社会教育研修会等を通じて、教員等からの意見、要望の収集を図り、次回以降の作成に反映させることとする。

<p>刊行物名 子どもに伝えたい性・いのち (中学生の保護者向け) 子どもに伝えたい性・いのち (小学生の保護者向け)</p> <p>所属名 社会教育課</p>	<p>10代の子供たちの性・いのちに関する保護者向けの家庭教育資料であるが、保護者への配布方法について具体的な指示がない中で各学校に送付されていることから、多くの学校で、特段の配慮がなされないままに児童・生徒を通じて保護者に配布されている例が多数見られた。性に関する内容を主とする小冊子であることから、保護者への配布方法について検討する必要がある。</p>	<p>今後同様の配布物がある場合には、各学校において児童・生徒が直接見る機会がないよう封筒等に密封の上、配布するなど適切な手段で配布するよう依頼する。なお、本刊行物は平成20年度は作成していない。</p>
<p>刊行物名 「福島いじめSOS24」紹介カード</p> <p>所属名 学校生活健康課</p> <p>子供のいじめ24時間電話相談の相談機関名や電話番号等を周知するために、小学1年生に配布されているが、難しい漢字や分かりにくい用語が見られるので、配布対象者を考慮して作成する必要がある。</p>	<p>関係教員等からの意見要望の収集も行った上で、次の点を改善し平成20年度の印刷を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 漢字の量を減らすとともに、漢字等には振り仮名を付した。 どのようなときに電話をかけてもらいたいかを平易な表現で明記した。 ダイヤルSOSについては、保護者への周知も兼ねることとした。 <p>引き続き、関係教員等の意見要望の収集を行っていくこととする。</p>	<p>生徒の保護者等に配布されているが、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。</p> <p>内容を分かりやすく表現するためにイラストが取り入れられているが、男女の地位、役割等の表現に従来の男女の固定的な性別役割分担に基づいたものが見られる。人物のイラスト表現等については、女性だから、高齢者だから等、あるくくりで先入観や固定観念を持って決めつけた表現とならないよう配慮する必要がある。</p> <p>制度導入後に作成の上、学校を通じて配布されていたが、制度導入前に周知する必要があった。</p>
<p>刊行物名 特別支援教育で学校が変わります。</p> <p>所属名 特別支援教育課</p> <p>平成19年4月に導入された「特別支援教育」や地域教育相談推進事業の概要について周知するため、教員や児童・</p>	<p>今後、同様の刊行物を作成する際には問い合わせ先を記載することとする。</p>	<p>刊行物名 美術館ニュース</p> <p>所属名 美術館</p> <p>美術館の企画展や関連イベント等の内容を周知するために年6回作成されているが、中に企画展のオーブニングの日より遅れて納品されているものもあったので、イベントの開催に支障を来さないよう、計画的な作成に努める必要がある。</p>
<p>刊行物名 図録「樹と竹」</p> <p>所属名 博物館</p> <p>企画展の解説用図録等で、他の博物館、図書館等に配布されているほか来場者等に有償配布されている。</p> <p>配布価格については、印刷に要する経費を算定基礎に設定することとされ</p>	<p>刊行物名 図録「わくわく！化石大集合」</p> <p>所属名 博物館</p> <p>「考古学から探る古代会津」ハンドブック 紀要第22号</p>	<p>今後、同様の刊行物を作成する際には「県政広報物表現ガイドライン」に基づき、先入観や固定観念にとらわれず決めた表現とならないよう作成することとする。</p> <p>今後、同様の刊行物を作成する際には、制度導入前に周知が図られるよう速やかに配布することとする。</p> <p>企画展の内容については、美術館ニュース各号で複数紹介することにしており、当該企画展についても前号で次回開催企画展として紹介したところであるが、意見を踏まえ、より適切かつ計画的な美術館ニュースの作成・発行に努め、企画展や関連イベント等の内容を周知する。</p> <p>博物館における観覧料等収入に係る事務処理要領第4条においては、「売払価格は図録等販売品の印刷に要した経費の110～130%を一応の基準として館長が決定するものとする。」と規定していたが、</p>

ているが、そのほかに過去に作成された同種の刊行物の設定価格等を参考にしながら設定されていた。
 価格設定については、刊行物作成の実態を十分に反映しているとは言えないことから、今後、その見直しを含め取扱いについて検討する必要がある。

行政監査の意見を踏まえ、平成21年4月1日に上記第4条を「売り払い価格は、図録等販売品の製作に要した経費や、在庫数等を勘案して、館長が決定するものとする。」と改正した。

監査公表第20号

平成21年3月24日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年8月7日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之
 福公委(会)第1号
 平成21年6月16日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之

福島県公安委員会委員長 松本忠清

行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成21年3月10日付け20福監第240号で報告のありました平成20年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

平成20年度行政監査の結果に係る措置状況

監査委員所見	措置状況
<p>第2 監査の結果と意見 【Professional福島県警察】 (所属名 警務課) 警察官募集用のパンフレットであり、サイバー犯罪やドメスティックバイオレンス(DV)のような、犯罪に関する</p>	<p>これまでも分かりやすい文章構成に配慮してきたが、今後はなお一層の配慮に努めることとする。</p>

る専門用語や片仮名語が使用されていることから、説明を加える必要がある。

【県警だより】

(所属名 総務課)

年6回、県内全域に回覧方式により提供される警察の広報紙であるが、限られた紙面に多くの情報を掲載するため文字が小さくなり、また、窮屈な割付けになっているので、読みやすい紙面構成に努める必要がある。

多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべき内容であることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。

【福島の警察】

(所属名 総務課)

警察の組織や業務の概要を紹介する県民向けの資料で、防犯ボランティアの会議等で活用されているが、警察業務や犯罪等に関する専門用語が使用されているので、説明を加えたり、分かりやすい言葉に置き換えたりする必要がある。

内容の一部に正確でない記述が見られるので原稿作成時における点検は言うに及ばず、印刷校正時においても複数の職員の目で繰り返し点検する必要がある。

次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。

【けいさつのごと】

なお、平成20年度に作成した新パンフレットについては、サイバー犯罪を「インターネットを悪用した犯罪」、警護を「総理大臣や国賓などの要人を護る仕事」と表現した。

平成20年度2月発行の第233号より読みやすさの観点からも検討を加え、内容を要約し、文字数を抑えて文字を大きくするなど読みやすい紙面づくりに努めることとしている。

平成20年にホームページ掲載について検討し、平成21年5月発行の第235号よりホームページに掲載を開始した。

これまでも専門用語の使用を控えるなどの配慮をしてきたところであるが、平成20年度分以降については、なお一層平易な分かりやすい言葉を使用するよう努めることとしている。

これまでも正確な資料作成に努めたところであるが、平成20年度分以降については、複数の職員で点検を行うことはもとより、誤りのない資料作成に細心の注意を払うこととしている。

なお、ホームページ掲載することとして作業を進めている。
 意見要望等については積極的に取り入れ、次回以降の作成に活かすこととする。

<p>(所属名 総務課)</p> <p>職場見学会等で、子供たちに警察の組織や仕事のあらまし等を紹介する際配布されているが、警察業務や犯罪等に関する専門用語が使用されているので、説明を加えたり、あるいはやさしい言葉に置き換えたりする必要がある。内容の一部に正確でない記述が見られるので、原稿作成時における点検は言うに及ばず、印刷校正時においても複数の職員が目で繰り返し点検する必要がある。</p> <p>次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>これまでも子どもの目線からの表現に配慮してきたところであるが、今後は、なお一層子どもに分かりやすい言葉を使用するよう努めることとする。</p> <p>なお、平成20年度の作成はしない。</p> <p>これまでも正確な資料作成に努めてきたところであるが、今後は、複数の職員で点検を行うことはもとより、誤りのない資料作成に細心の注意を払うこととする。</p> <p>意見要望等については積極的に取り入れ、次回以降の作成に活かすこととする。</p>
<p>【平成20年版地域安全活動のあゆみ】</p> <p>(所属名 生活安全企画課)</p> <p>防犯ボランティア活動の一助とするため、毎年、防犯ボランティア等に配布されているが、直接防犯ボランティア活動に関する情報が十分とは言えないことから、作成目的と掲載する内容について検討する必要がある。</p> <p>問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を掲載する必要がある。</p>	<p>平成20年版は総数28ページであったが、平成21年度版は総数8ページの観音折りの冊子に縮小化して作成し、ボランティア活動に役立つ情報を掲載した。</p> <p>なお、平成22年度版については作成予定はない。</p> <p>平成21年度版の作成に当たり検討し、平成21年度版から最終ページに問い合わせ先として所属名や電話番号等を掲載した。</p> <p>意見要望等については積極的に取り入れ、次回以降の作成に活かすこととする。</p>
<p>【薬物乱用防止リーフレット】</p> <p>(所属名 少年課)</p> <p>薬物乱用の実態、薬物乱用が人に与える影響やその危険性を啓発するため、非行防止教室等を通じて中学・高校生に配布されているが、薬務課作成の「薬物乱用防止啓発リーフレット」(No.35)と同一の目的で作成されてい</p>	<p>今後について薬務課と所要の調整を行い、少年課作成の薬物防止リーフレットについて見直しし、薬務課作成のリーフレットで広報・啓発することとした。</p>
<p>ることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。</p> <p>掲載されている写真の中にかなり刺戟的なものが見られるが、次回以降の作成に活かすためにも、意見・感想を収集する必要がある。</p> <p>多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべき内容であることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。</p>	<p>意見・感想等については、次回以降の作成に活かすこととする。</p> <p>現在のところ、容量等の問題により警察本部のホームページへの掲載予定はない。</p> <p>なお、今後も検討していきたい。</p>
<p>【飲酒運転追放チラシ】</p> <p>(所属名 交通企画課)</p> <p>飲酒運転の根絶に向け「ハンドルキーパー運動」を周知徹底するために飲食店等に配布されているが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。</p>	<p>次回以降作成する場合には、問い合わせ情報等について記載することとする。(平成20年度以降作成予定なし)</p>
<p>【シルバーセーニアアトバイス】</p> <p>(所属名 交通企画課)</p> <p>警察署が委嘱する高齢者交通指導隊員の指導用資料として配布されているが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。</p> <p>次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。</p>	<p>次回以降作成する場合には、問い合わせ情報等について記載することとする。(平成20年度以降作成予定なし)</p> <p>次回以降作成する場合には、高齢者交通指導隊員の意見・要望等の収集を行い作成することとする。</p> <p>配布対象者が限定されているので、ホームページには掲載する計画はない。(平成20年度以降作成予定なし)</p>
<p>【高齢者の交通安全】</p> <p>(所属名 交通企画課)</p> <p>高齢者の交通安全の推進に関連する内容で、多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべきものであることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。</p>	<p>次回以降作成する場合は、生活交通課</p>

<p>のために開催されている参加・体験型交通教室の受講者に配布されており、生活交通課作成の「みんなですすめよう！高齢者の交通安全」(No.19)と用途は異なるが、同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。</p> <p>問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。</p> <p>印刷発注に当たり、電子データ化された原稿を業者にC/D等で渡す等、電子データ化された原稿の有効活用について検討する必要がある。</p>	<p>と常に連絡を取り合い、配布資料等について重複しないよう調整することとする。(平成20年度以降作成予定なし)</p> <p>次回以降作成する場合は、問い合わせ情報等について記載することとする。</p> <p>次回以降作成する場合にC/D等で渡すことができる原稿であれば有効活用について検討することとする。</p>
<p>【飲酒運転追放広報用チラシ】 (所属名 交通企画課)</p> <p>飲酒運転の根絶を図るために、厳罰化された刑罰の内容等について紹介しているものであるが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。</p> <p>多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべき内容であることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。</p>	<p>次回以降作成する場合には、問い合わせ情報等の記載をすることとする。(平成20年度以降作成予定なし)</p> <p>平成19年度に作成した「飲酒運転追放広報用チラシ」について、平成21年2月から、警察本部のホームページに掲載した。</p>